

## 岩手県移住支援事業における山田町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1 山田町は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う岩手県移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から山田町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円とする。

### (対象者要件)

第3 次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす者（以下「申請者」という。）を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東

京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 山田町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岩手県又は山田町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に地方創生推進交付金（移住・企業・就業タイプ）を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3第1号の要件を満たし、かつ第3第2号又は第3第3号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては第3第4号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 町長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(支援金の交付請求)

第6 申請者は、交付決定通知書を受けた場合、移住支援金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第 8 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第 6 号）（以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第 9 町長は第 8 に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第 7 号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第 10 岩手県及び山田町は、岩手県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 11 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び山田町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した山田町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した山田町から転出した場合

（雑則）

第 12 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岩手県と山田町が協議して定める。